

国民年金についてのお知らせ

国民年金の令和6年度の保険料の金額が決まりましたのでお知らせします。
 なお、保険料を納付する際には、前払いによる割引制度を利用させていただくとお得です。



●令和6年度の保険料

16,980円（月額）
 ※毎月の保険料は、日本年金機構から4月上旬に送られてくる納付書（1年分）で翌月の末日までに納めてください。

●前払い（前納）による割引制度

一定期間の保険料を前払いで納めることで、保険料が割り引かれる「前納制度」があります。

●令和6年度の前納額と割引額

前納期間	前納額
2年分	398,590円（割引額15,290円）
1年分	200,140円（割引額 3,620円）
6カ月分	101,050円（割引額 830円）

※口座振替で納付期限より1カ月早く納めると、保険料が割り引かれる「早割制度」もあります。

●付加保険料

定額保険料に加え、付加保険料（月額400円）を納付すると、老齢基礎年金に付加年金（200円×付加保険料納付月数）が上乗せされます。

ただし、国民年金基金加入者は申し込みできません。

●学生納付特例制度

対象となる学生などは、承認を受けることで保険料の納付義務が免除されます。

免除された期間の保険料は、10年以内であれば納めること（追納）ができます。

▶対象（次のすべての条件を満たす人）

- ①20歳以上で大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在学している人
- ②学生本人の前年所得が128万円以下の人（扶養控除、社会保険料控除のない場合）

▶免除期間

4月～翌年3月 ※毎年度更新が必要です。

▶申請方法

学生証または在学証明書を持参の上、保険年金課で申請してください。マイナンバーカードを利用したマイナポータルアプリによる電子申請も可能です。

●申請先・問い合わせ

- 市役所 保険年金課 国民年金係 ☎33-1272
- 和歌山東年金事務所 ☎073-474-1841

子宮頸がんワクチンの接種機会を逃した人へ

子宮頸がんワクチンについては、これまでの勧奨の差し控えにより、定期接種の機会を逃した人に対して、無償で接種できるキャッチアップ接種を実施しています。

【子育て世代包括支援センター】

●定期接種のキャッチアップ接種

本年度でキャッチアップ接種が終了します。接種完了には短くとも6カ月開ける必要があるため、9月までに1回目の接種を完了する必要があります。接種を希望する人は早めに接種してください。

▶対象者

平成9年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた女性

▶対象期間

令和7年3月末まで

●接種費用の償還払い

平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女性で、定期接種の年齢を過ぎてから、任意接種として子宮頸がん予防接種を自費で受けた場合、領収書や母子健康手帳など、接種を証明できるものがあれば接種費用を助成できます。

▶対象期間 令和7年3月末まで

▶その他 9価ワクチンは対象外です。

●申請先・問い合わせ

子育て世代包括支援センター ☎33-0039



新生児聴覚検査の助成を始めます

生まれつき耳の聞こえにくい新生児はおよそ1,000人に1人といわれています。聞こえにくさを早期に把握し適切な対応をすることで、その後の言葉の発達や、より良いコミュニケーションの獲得につながります。聞こえにくさは、新生児の外見や様子では判断が難しいので、専門的な聴覚検査を受けましょう。橋本市では、本年4月から新生児聴覚検査の助成を開始します。

【子育て世代包括支援センター】



●対象者

令和6年4月1日以降に生まれた新生児

●助成金額

上限5,000円
 （検査が5,000円に満たない場合はその金額）
 ※上限を超える場合は自己負担が発生します。

●検査場所

出産医療機関または検査可能な産婦人科など



●助成方法

- 4月1日までに妊娠届を出している人
 令和6年3月末に受診券を郵送で発送します。
- 4月1日以降に妊娠届を出す人
 妊娠届出時に受診券をお渡しします。
 ※県外で受診する場合は助成方法が異なる場合があります。また、途中で県外受診になるなど変更が生じた場合はお問い合わせください。
- 申し込み・問い合わせ
 子育て世代包括支援センター ☎33-0039

多胎妊婦の追加健診費用を助成します

多胎（ふたご、みつごなど）妊娠された人は、単胎妊娠に比べて妊娠期間中の健康管理が重要になることから、頻回の妊婦健診受診が推奨されています。健診受診による経済的負担の軽減および胎児の健康管理の向上を目的として、本年4月から多胎妊婦健康診査受診費助成事業を実施します。

【子育て世代包括支援センター】



●対象者

橋本市に住民票があり、多胎児を妊娠している妊婦

●助成内容

14回分の妊婦一般健康診査に追加して、受診した場合の妊婦健診費用を助成
 ※4月1日以降に受診した分に限りです。

●助成金額・助成回数

- 助成金額 1回あたり上限5,000円
- 助成回数 5回まで

●助成方法

妊婦健診費用を一旦自費にて医療機関窓口で支払い、出産後に必要書類を子育て世代包括支援センターに提出してください。

書類を確認した上で、約1カ月後に振り込みます。

●必要書類

申請書、支払証明書（医療機関が記入）、母子健康手帳、領収書（原本）

●申し込み・問い合わせ

子育て世代包括支援センター
 ☎33-0039

